日 本 海 新 聞　　令和 8年 11月6日(金)

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

10月から求職者等に対するセクハラ対策が義務化されています



Q 就職活動中ですが、採用担当者から何度も個人的な食事に誘われています。断ると採用に影響するのではないかと不安です。どうしたらよいでしょうか。

A 就職活動という大切な時期に、このような対応を受けて不安なお気持ちでお過ごしのことと思います。

求職活動等（面接やインターンシップ、会社説明会等）において、採用担当者等が行う性的な言動によって求職活動に支障が生じる場合は「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」に該当する可能性があり、採用の立場を利用したこのような行為は、決して許されるものではありません。事業主には、求職者が安心して求職活動を行えるよう、こうした行為を防止する責任があります。

本年10月に施行された改正男女雇用機会均等法により、企業は求職者等に対するセクハラ防止対策を講じることが新たに義務付けられました。

企業に対して義務付けられた主な具体的な対策は、求職者等に対するセクハラを行ってはならない旨の方針の明確化▽求職活動等に関するルールの明確化▽求職者からの相談に対応する体制の整備▽事実確認や被害者に対する措置、再発防止の取り組みなどの事後対応―などとなっています。

このたびの法改正により、企業の対応責任が明確化されましたので、就職活動において不快な言動があった場合は、企業の相談窓口にご相談ください。適切な対応が取られない場合は労働局へご相談ください。

鳥取労働局雇用環境・均等室
電話０８５７（２９）１７０９
鳥取労働局総合労働相談コーナー
電話０８５７（２２）７０００